5.01　生薬試験法

4.1.に以下を加え，以降の項目を順次繰り下げる.

4.1.　重金属

重金属を規定する方法には，総量を規定する方法と特定の金属を規定する方法がある．生薬の重金属は，通例，各条に規定する重金属試験法〈*1.07*〉で総量を求める．しかし，まれに調製した液の混濁等で試験が実施できないことがある．このような場合は，原子吸光光度法〈*2.23*〉又は誘導結合プラズマ発光分光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法〈*2.63*〉により個別の重金属の量を測定し，適否を判断することができる．